

庁達第1号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

第8条第1項第3号中「配偶者等」を「配偶者その他の別表第3に掲げる者」に、「別表第3」を「同表」に改め、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者）」に改め、「同じ」の次に「。）及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると市長が認める者をいう。以下同じ」を加え、同項第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「含む」の次に「。第11号及び第13号において同じ」を加え、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号の次に次の1号を加える。

(23) 給与条例附則第41項の規定の適用を受ける職員又は給与条例附則第42項第3号に掲げる職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合 これらの職員が60歳に達した日後における最初の4月1日の属する年度において5日以内

第8条第3項中「は、」を「あつては」に改め、「半日を」の次に「、同項第23号に規定する特別休暇にあつては1日を」を加え、同条第7項第1号中「及び第21号」を「、第21号及び第23号」に改め、同項第2号中「第22号」を「第23号」に改める。

第9条第2項第3号中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び第6号に掲げる者をいう。第5号及び別表第3において同じ。）」を削る。

別表第1 斎場の項中「午後5時30分まで」の次に「（場長が職員ごとに指定する日にあつては、午後1時から午後9時30分まで）」を、「午後0時45分まで」の次に「（場長が職員ごとに指定する日にあつては、午後3時45分から午後4時30分まで）」を加える。

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。